

保護者のみなさま

広陵町教育委員会

令和5年5月8日以降の新型コロナウイルス感染症にかかる 学校教育活動等の対応について(お知らせ)

平素は、本町の学校教育にご理解ご協力を賜り、心よりお礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症は、令和5年5月8日付けで、法律上の2類から5類感染症に移行するとされており、これまで3年余に及んだ対応に一つの節目を迎えることとなります。

この間、保護者のみなさまには、様々な制約の中で、感染拡大の防止と学校教育活動の継続の両立に取り組んでいただき、改めて感謝申し上げます。

さて、この度、新型コロナウイルス感染症にかかる学校教育活動等の対応につきまして、国の考え方にに基づき、本町教育委員会の方針を以下にまとめましたので、ご確認ください。

なお、今後も各学校においては、感染状況に応じて必要な対策を講じてまいりますので、引き続きご理解ご協力をお願いします。

1. ご家庭での留意点

児童生徒に発熱、咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合には、無理をせずに、登校を控えるようにしてください。

2. 児童生徒の感染が確認された場合

新型コロナウイルス感染症の感染が確認された時点(陽性判明)で、必ず学校に連絡してください。

発症した日の翌日から起算して5日間まで出席停止(6日目から登校)となります。ただし、5日目に症状が続いている場合は、熱が下がり、痰や喉の痛みなどの症状が軽快した後1日を経過するまでは、様子を見てください。(無症状の場合は、検体採取日を0日目とします。)

また、発症から10日間は、マスクの着用にご協力ください。

3. 濃厚接触者について

令和5年5月8日以降は、濃厚接触者としての特定は行われないこととなり、同居している家族が新型コロナウイルス感染症に感染した場合や新型コロナウイルス感染症の患者と感染対策をせずに飲食をともにした場合でも、発熱、咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がなければ登校できます。